

特定健診等実施計画

今 別 町

<目次>

第1章 計画の趣旨	1
1 計画の背景及び目的	
2 計画の性格と役割	
3 計画期間	
第2章 現状と課題	2
1 人口動態	
2 高齢者の状況	5
3 健診の状況	6
4 国民健康保険被保険者の状況	7
第3章 特定健康診査等の実施	11
1 基本的な考え方	
2 達成しようとする目標	
3 特定健康診査等の目標	
4 実施体制と費用の積算	16
第4章 目標実現のための施策の実施	18
1 肥満予防のための知識の普及啓発	
2 受診勧奨の推進	
3 受けやすい健診の仕組み作り	
第5章 特定健康診査等の結果の通知と保存	19
1 特定健康診査等のデータについて	
2 特定健康診査等の結果の報告	
第6章 特定健康診査実施計画の評価及び見直し及び公表	20
1 特定健康診査等実施計画の公表	
2 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	

第1章 計画の趣旨

1 計画の背景及び目的

今別町では、急速に進行する少子・高齢社会の中で全ての町民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため、病気の早期発見や早期治療に留めるのではなく、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」を重視し、壮年期の死亡を減少させ、介護を受けずに生活できる期間を延伸させることを目標に町民の健康づくり運動を推進する「健康いまべつ21」を策定し、その着実な実行に取り組んできました。

国では、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、平成18年6月の医療制度改革関連法の改正により、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、医療保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づいて、保険者は、被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとしています。

このため、本計画は、国民健康保険者として、町民の健康づくり運動を推進する「今別町健康増進計画」と整合性を保ちながら、健康で長寿であることの実現に資するため、内臓脂肪症候群等の生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、健診及び保健指導の充実を図る観点から、当町国民健康保険被保険者に関する法第18条第1項に規定する特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法及びその成果に関する基本的な事項を定めるものです。

2 計画の性格と役割

今別町特定健康診査等実施計画は、法第19条に基づき策定するもので、国の特定健康診査等基本指針を踏まえ、青森県医療費適正化計画と整合性を保ちながら、当町国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の方を対象に特定健康診査等を実施することにより、町民の願いである健康で長寿であることの実現に資するものです。

3 計画期間

この計画は、5年を1期とし、第1期を平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

また、5年ごとに評価及び見直しを行います。

第2章 現状と課題

1 人口動態

(1) 人口構成

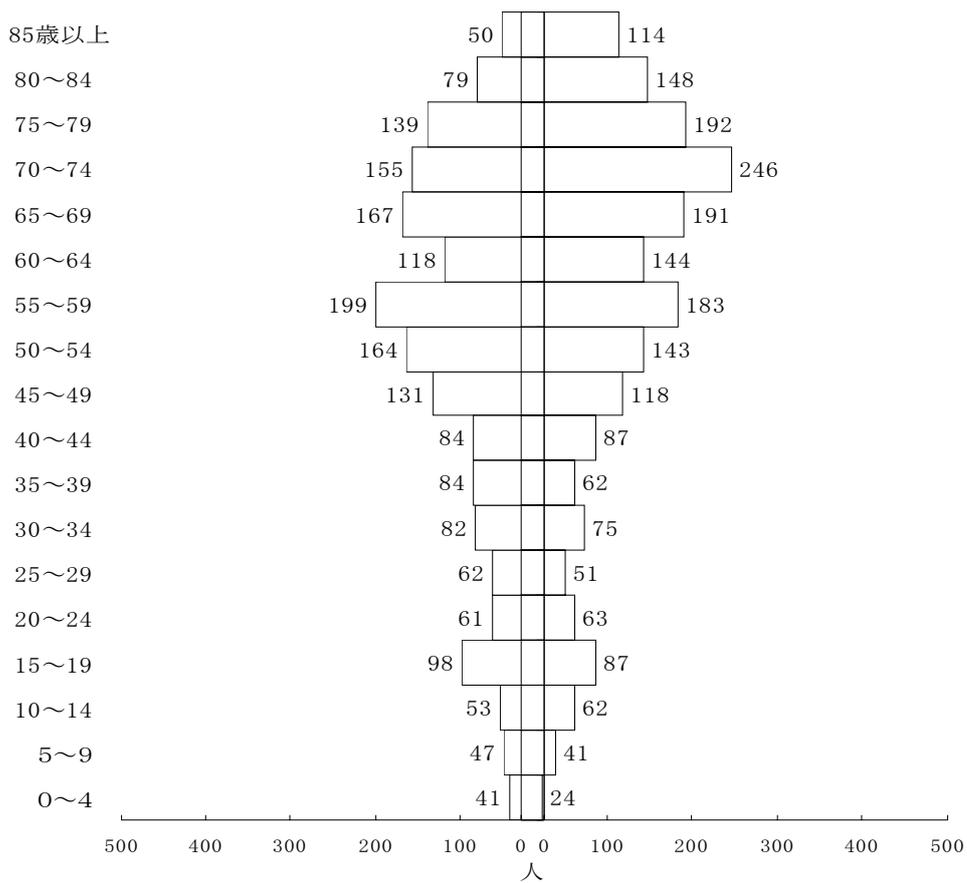
当町の人口は、平成19年3月31日現在の住民基本台帳による集計では、3,845人で、男性が1,814人、女性が2,031人となっており、その年齢階層別構成は次のとおりです。

3,845人

平成19年

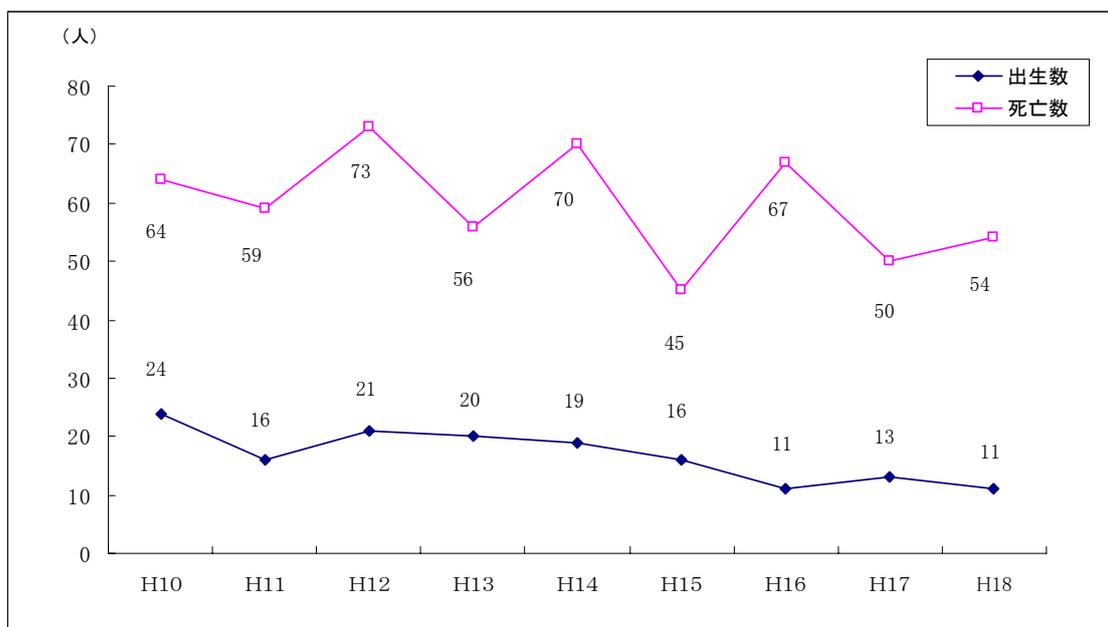
男 1,814人

女 2,031人



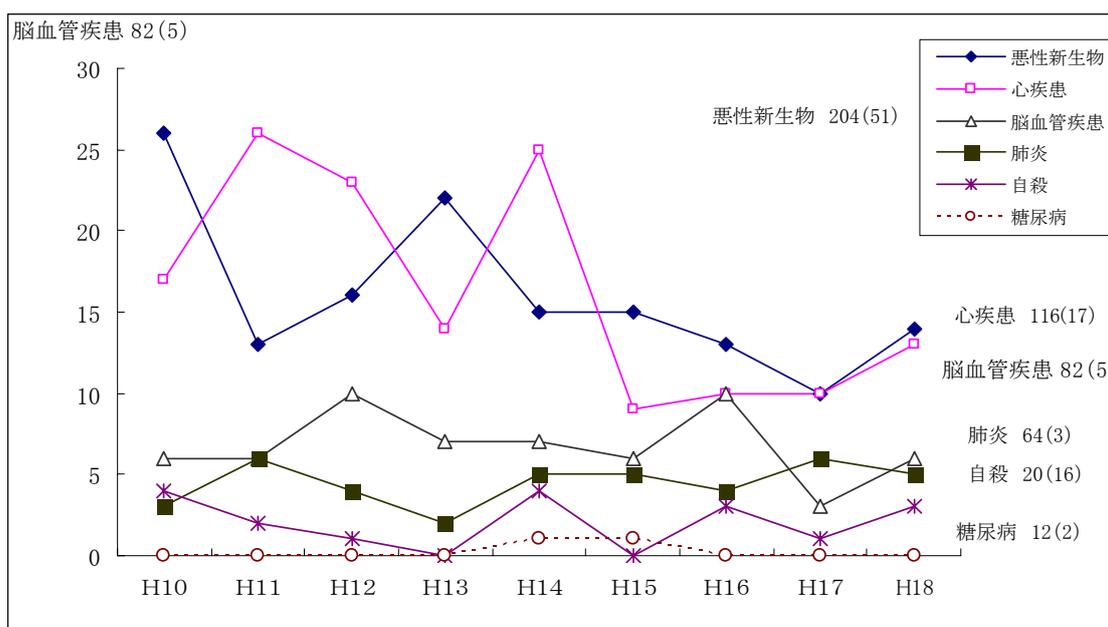
(2) 出生と死亡

当町の近年の出生数は低下傾向にあり、死亡者数は倍以上の増加傾向にあり、平成16年においては6倍になっています。



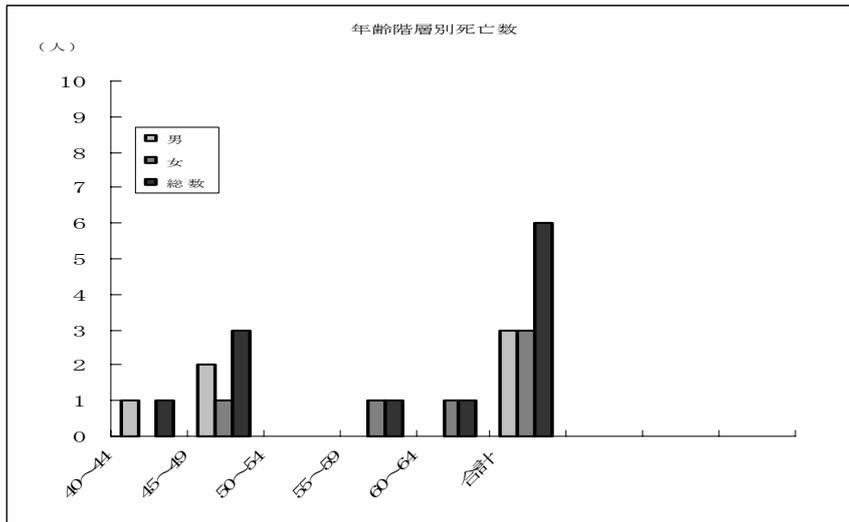
(3) 死亡原因別死亡数

死亡数を原因別に見ると、悪性新生物と心疾患による死亡が最も多く、次いで脳血管疾患の順となっています。



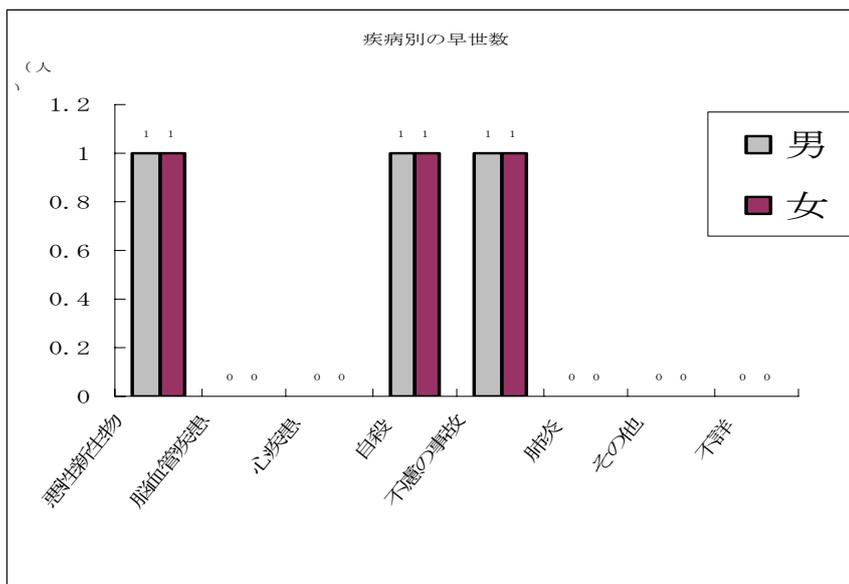
(4) 早世の年代別状況

平成18年の65歳未満の方について5歳ごとの年代別に死亡の状況を見ると、45歳から49歳の年代の死亡が多くなっています。



(5) 早世の原因別状況

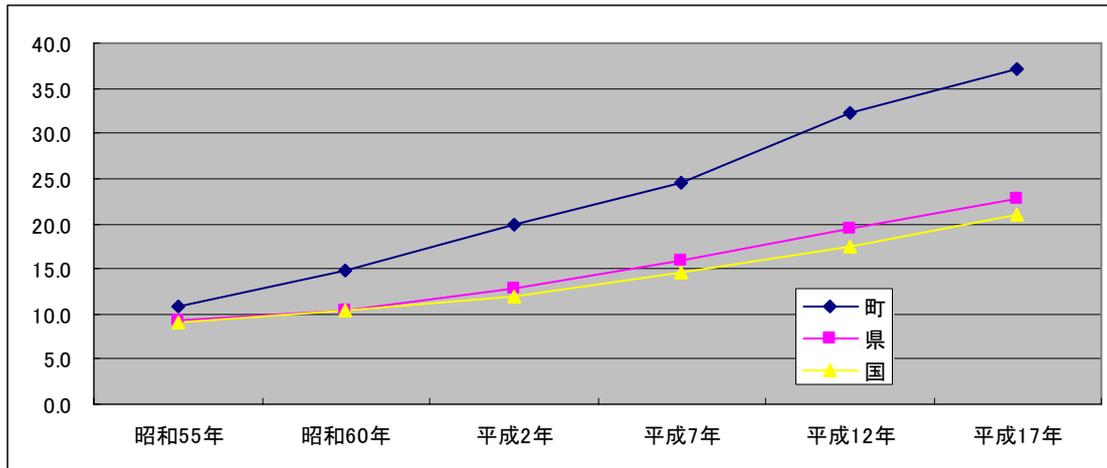
平成18年における早世の原因としては、悪性新生物・自殺・不慮の事故となっています。



2 高齢者の状況

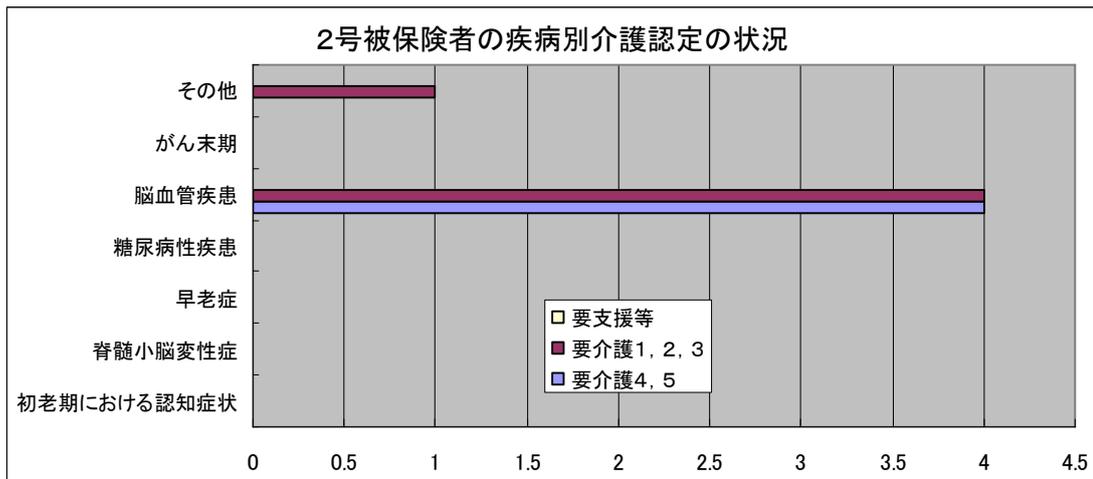
(1) 高齢化率の推移

当町の高齢化率は、青森県や国と同様に増加しており、増加率は県、国を大きく上回っている。



(2) 疾病別介護認定の状況

国民健康保険の被保険者で介護保険の2号被保険者について平成18年度の介護認定の状況を原因疾患別に見ると、そのほとんどが脳血管疾患によるものとなっています。

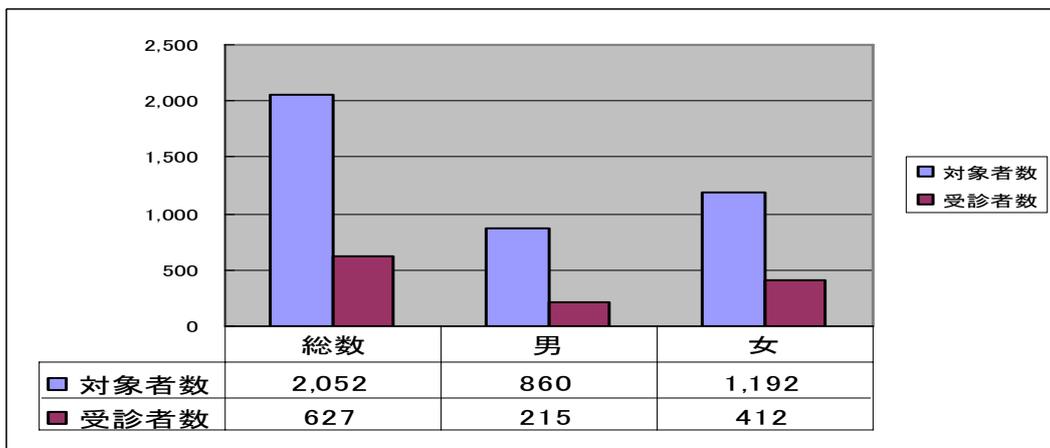


3 健診の状況

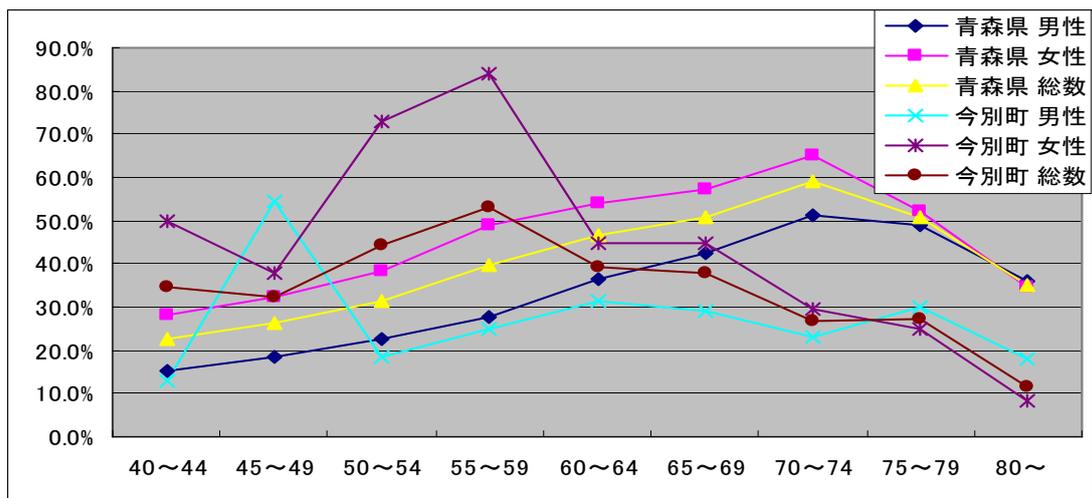
(1) 健診受診状況

当町における平成18年度の老人保健法による基本健診（以下「基本健診」という。）受診対象者数は、2,052人ですが、受診した方は624人で受診率は30.4%となっており、青森県の平均受診率41.5%に比べ11.1%低い水準にあります。

中でも男性は、受診率が25.0%と女性の34.6%に比べ9.6%低くなっています。

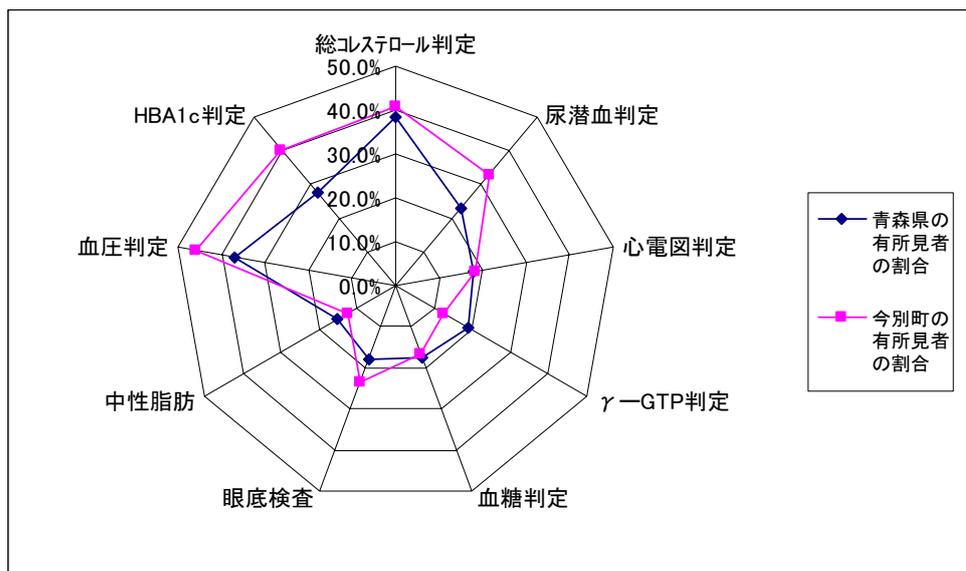


(2) 健診受診状況の年齢階層別状況



(3) 基本健診における有所見項目の出現率

平成18年度の基本健診における青森県と当町の健診項目別有所見出現率（健診受診者数に対する有所見者の割合）を比較すると、当町では、血圧の判定に有所見の出現率が最も高くなっています。



4 国民健康保険被保険者の状況

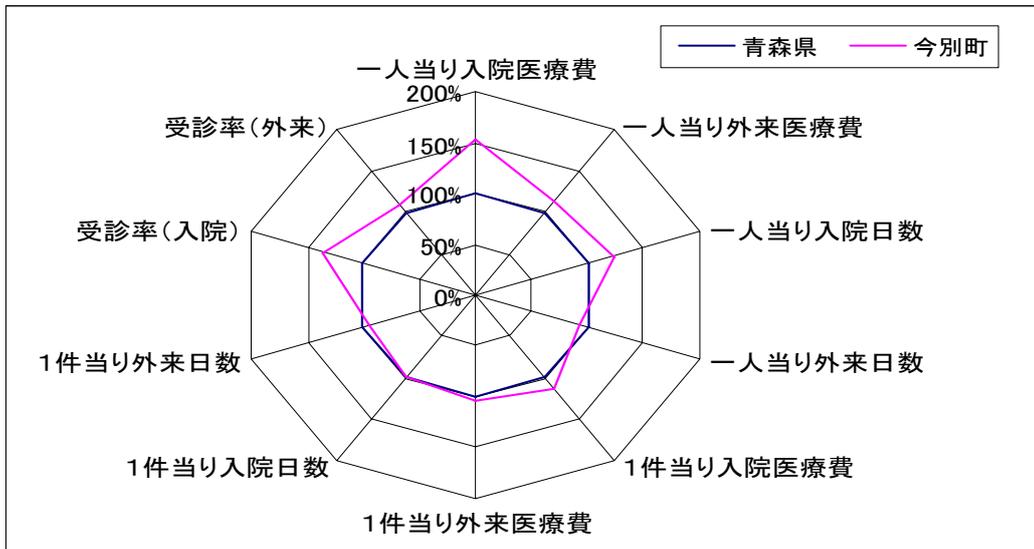
(1) 特定健診等の対象者の状況

当町の人口は、3,845人（平成19年3月31日）となっておりますが、そのうち、国民健康保険被保険者数は、2,224人で、57.8%を占めており、その被保険者のうち40歳以上74歳未満の被保険者数は、1,282人で、被保険者総数の57.6%を占めています。

(2) 診療費諸率の状況

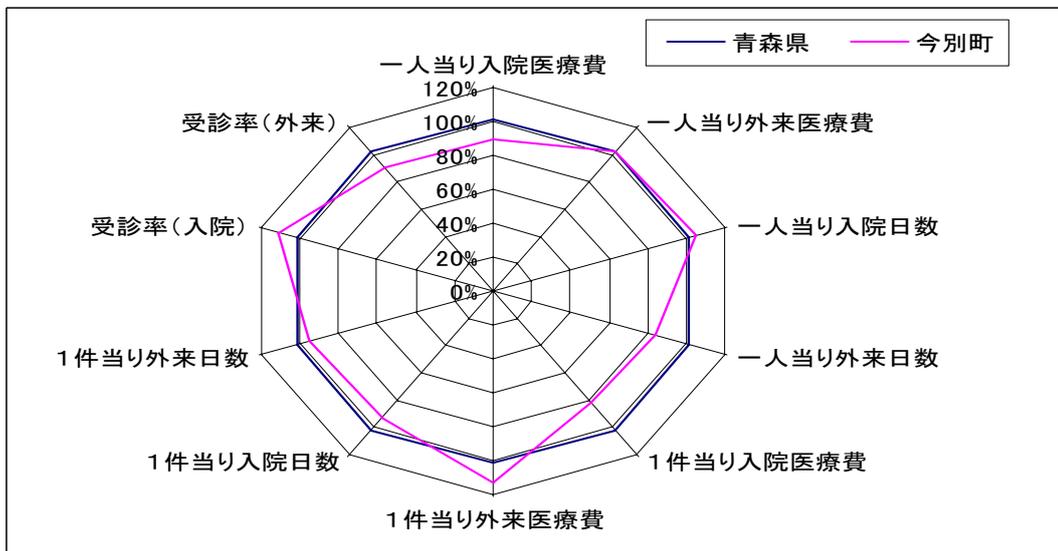
① 一般（若人）被保険者

国民健康保険被保険者のうち若人（老人保健受給者、退職者医療適用者を除く）の平成17年度の診療費諸率を見ると、当町は県平均に比較し、一人当たり入院医療費及び受診率（入院）が高くなっています。



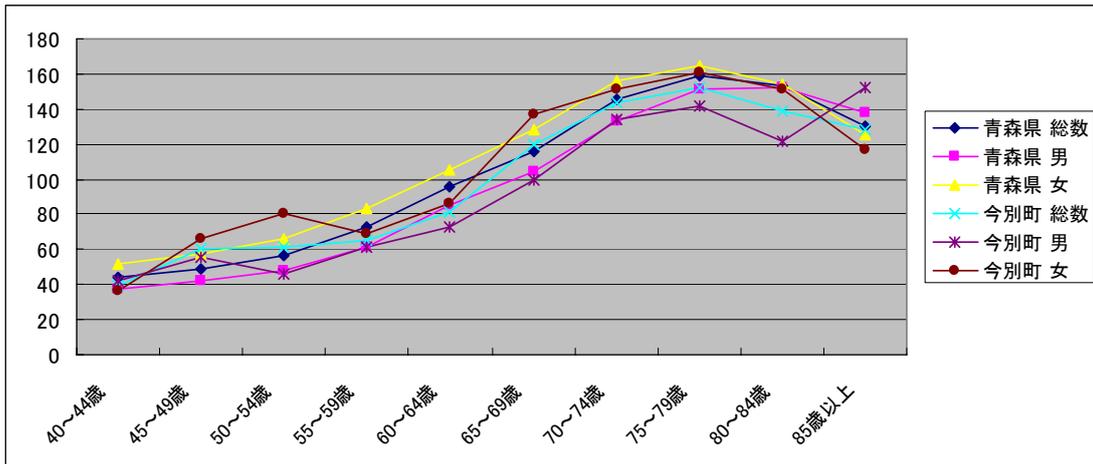
② 老人保健受給者

国民健康保険被保険者のうち、平成17年度の老人保健受給者の場合は、県平均に比較して1件当たり医療費及び受診率（入院）が高く、1件当たりと一人当たりの入院医療費が低くなっています。



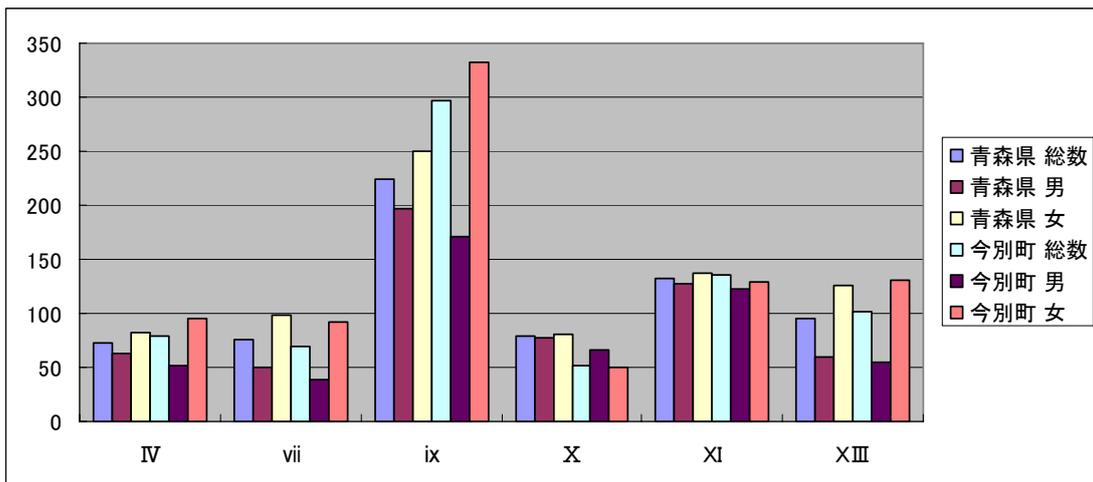
(3) 年齢別受診率の状況

国民健康保険被保険者について、県平均との受診率を比較すると、45歳から54歳までの受診率が高くなっています。特に女性の受診率が高くなっています。



(4) 疾病分類別受診率

国民健康保険被保険者について、受診率を疾病別で比較すると県平均より高く、Ⅶ、Ⅹにおいては低くなっています。

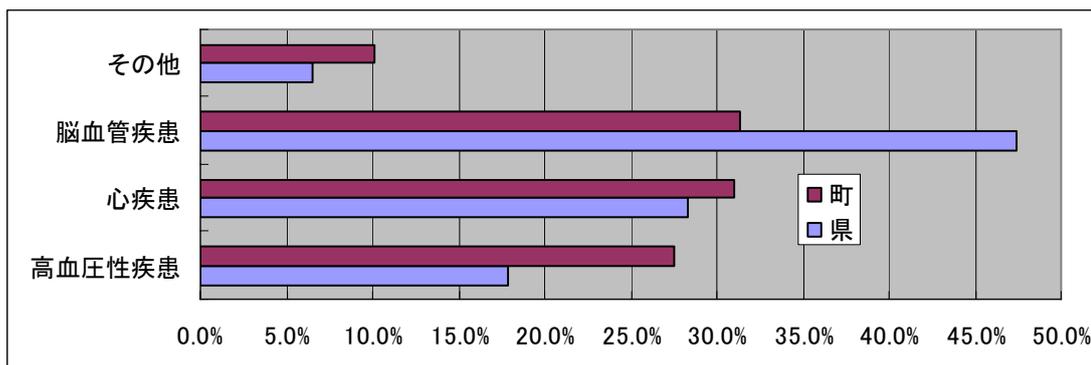


* Ⅳ (内分泌、栄養及び代謝疾患)、Ⅶ (眼及び付属器の疾患) Ⅸ (循環器系の疾患)
Ⅹ (呼吸器系の疾患)、ⅩⅠ (消化器系の疾患)、ⅩⅢ (筋骨格系及び結合組織の疾患)

(5) 循環器系の疾患における疾病別件数割合の比較

受診率が高い循環器系疾患について、疾病別にその件数の割合を比較すると、脳血管疾患の比率が高く、次いで心疾患となっています。

又、当町と県との比較では、高血圧疾患の割合が特に高くなっています。



5 課題

(1) 当町の特徴

県平均の特徴と同様の傾向ですが、次のようなことが特徴として考えられます。

- ① 健診受診率が低く、特に男性の受診率が低い。
- ③ 男性の早世（65歳未満の死亡）が女性より多く、特に45歳から49歳代が多い。
- ④ 死亡原因として、悪性新生物や心疾患が多い。
- ⑤ 2号被保険者の介護認定状況では、原因疾患として脳血管疾患が多い。
- ⑥ 疾病受療率では、循環器系の受療率が高い。

第3章 特定健康診査等の実施

1 基本的な考え方

生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、次の事項に重点をおき実施します。

- (1) 健診未受診者の把握と受診勧奨の効果的な実施
- (2) 保健指導の効果的な実施と体制整備
- (3) データの蓄積と効果の評価

2 達成しようとする目標

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第2項第2号及び国の特定健康診査等基本指針に基づき、特定健診受診率、特定保健指導利用率並びに内臓脂肪症候群該当者及び予備群の減少率に係る計画最終年度の目標数値を設定し、それを達成するための各年度の目標数値を次のとおり設定します。

- (1) 特定健康診査受診率
平成24年度の達成率 65%
- (2) 特定保健指導実施率
対象者の 45%
- (3) 内臓脂肪症候群該当者及び予備群の減少率
全体で10%

<各年次目標>

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査対象者	1,176人	1,118人	1,063人	1,010人	960人
特定健康診査受診者	529人	559人	585人	606人	624人
特定健康診査受診率	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%
特定保健指導対象者	130人	138人	145人	150人	154人
特定保健指導実施者	33人	41人	51人	60人	69人
特定保健指導受診率	25.0%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%
		30.0%	35.0%	40.0%	45.0%

3 特定健康診査等の実施

(1) 特定健康診査について

① 対象者

当町に住所を有する40歳以上74歳未満の国民健康保険被保険者の方が対象。

② 実施項目

生活習慣病等の疾病予防に資するため、次の事項を健診項目として設定します。

ア 基本的な健診項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積））、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））、血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

イ 詳細な健診項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量（ヘモグロビン値）、ヘマトクリット値）のうち一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択

③ 実施場所及び期間

毎年度当初に当該年度分を決定し、町の広報等で周知を図ります。

④ 健診の実施及び案内方法

健診の実施は、対象者に健康診査受診券を送付し、その健康診査受診券で健診を受診することとし、その案内は、健康診査受診券を特定健診対象者に送付することにより行います。

(2) 特定保健指導について

① 実施方法

保健指導は、対象となる方の生活を基盤とし、自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援することとし、保健指導の必要性ごとに次のように区分し、行います。

ア 情報提供

自らの身体状況を確認するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう健診結果と併せて基本的な情報提供をします。

< 具体的内容 >

健診結果の送付時、対象者の方に合わせた次のような情報提供用紙を送付します。

- ・ 健診結果の見方
- ・ 健康の保持増進に役立つ情報
- ・ 身近で活用できる社会資源の情報

イ 動機付け支援

利用者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行えるようになることを目的に、医師、保健師又は管理栄養士が面接し、生活習慣改善のための行動計画を策定し実施する支援を行い、計画策定を支援した者が計画の実績評価を行います。

< 具体的な内容 >

(ア) 初回面接

一人20分以上の個別面接又は1グループ（8名以内）80分以上のグループ面接により、次の支援を行います。

- ・ 生活習慣と健診結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と対象者の方の生活が及ぼす影響及び生活習慣の改善の必要性の説明
- ・ 生活習慣を改善するメリット及び現在の生活を継続することのデメリットの説明
- ・ 体重・腹囲の測定方法や栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な目安等を具体的に支援
- ・ 対象者の方の行動目標や評価時期の設定と必要な社会資源等の活用を支援します。

(イ) 6ヶ月後の評価

個別面接、グループ面接、電話やe-mail等により、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認します。

ウ 積極的支援

利用者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行えるようになることを目的に、医師、保健師又は管理栄養士が面接し、生活習慣改善のための行動計画を策定し、対象者が主体的に取り組むことができるよう継続して支援を行うとともに、計画策定を支援した者が計画の進捗状況評価と実績評価を行います。

< 具体的な内容 >

(ア) 初回面接

一人20分以上の個別面接又は1グループ（8名以内）80分以上のグループ面接により、次の支援を行う。

- ・ 生活習慣と健診結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と対象者の方の生活が及ぼす影響及び生活習慣の改善の必要性の説明
- ・ 生活習慣を改善するメリット及び現在の生活を継続することのデメリットの説明
- ・ 体重・腹囲の測定方法や栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な目安等を具体的な支援
- ・ 対象者の方の行動目標や評価時期の設定と必要な社会資源等の活用を支援する。

(イ) 3ヶ月以上の継続的な支援及び中間評価

初回面接後、3ヶ月以上継続的に個別面接、グループ面接、電話やe-mail等により、次のような支援を行い、3ヶ月経過した時点で取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメントをし、必要に応じて改めて行動目標や計画の設定を行う。

- ・ 初回面接以降の生活習慣の状況を確認する。
- ・ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な支援をするとともに必要に応じて行動維持の推奨を行う。

(ウ) 6ヶ月後の評価

個別面接、グループ面接、電話やe-mail等により、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。

② 対象者

特定健康診査の結果に基づいて、次の手順で選定します。

保健指導対象者の選定と階層化

内臓脂肪蓄積に着目してリスクを判定

- (1) 腹囲 男性 85 cm以上 女性 90 cm以上
- (2) 腹囲は上記未満でBMIが25以上

- ① 血糖 空腹時血糖100 mg以上又はHbA1cの場合5.2%以上
- ② 脂質 中性脂肪150 mg/dl以上又はHDLコレステロール40 mg/dl未満
- ③ 血圧 収縮期血圧130 mmHg以上又は拡張期血圧85 mmHg以上
- ④ 質問票 喫煙歴有り (①～③に該当する場合にのみカウント)

- | | |
|-----------|--|
| 積極的支援レベル | (1) に該当し、①から④のリスクの2以上に該当
(2) に該当し、①から④のリスクの3以上に該当 |
| 動機付け支援レベル | (1) に該当し、①から④のリスクの1に該当
(2) に該当し、①から④のリスクの1又は2に該当 |

<選定の際の優先順位の考え方>

次の事項に該当する方とし、そのうち、生活習慣病の未然防止のため特に必要と思われる方を優先し対象とします。

- 1 ①から③で服薬中の方は、医療機関で指導を受けるので対象としない。
- 2 年齢が若い対象者
- 3 健診結果が前年度に比し悪化している対象者
- 4 前年度の対象者で保健指導を利用しなかった方
- 5 生活習慣改善の必要性が高い方
- 6 疾病リスクの高い方

③ 実施場所及び期間

毎年度当初に当該年度分を決定し、町の広報又はホームページで周知を図ることとします。

(3) 特定健康診査等の委託について

① 委託先

ア 委託先選定基準

- (ア) 健診及び保健指導を適切に実施するために、必要な施設及び設備を有していること。
- (イ) 検査、診察及び保健指導を行う際、受診者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。
- (ウ) 救急時における応急処置のための体制を整えていること。
- (エ) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること）。
- (オ) 健診及び指導結果を定められた電子標準様式により電磁的方式で提出すること
- (カ) 保健指導については、受託事業所の管理者は、医師、保健師、管理栄養士でかつ保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと

イ 保健指導実施機関リスト

毎年度当初に当該年度分を決定し、町の広報で周知を図ることとします。

② 委託契約の方法

契約書には次の事項を盛り込みます。

- ・ 業務の趣旨、公共性の尊重
- ・ 委託業務の範囲内容
- ・ 業務の質の確保及び禁煙等業務場所の条件
- ・ 委託業務の達成レベル
- ・ 業務責任者の配置
- ・ 契約締結後の業務範囲の変更に関する対応
- ・ 事業計画及び事業実績の提出
- ・ 打合せ会議等への出席義務
- ・ 個人情報保護、秘密保持に係る責務
- ・ 再委託に関する事項
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 問題が発生したときの事業者の対応義務
- ・ 損害賠償請求
- ・ 遅延利息
- ・ 費用及び支払
- ・ 契約解除の条件
- ・

4 実施体制と費用の積算

(1) 実施体制について

年度	特定健診受診率	特定保健指導実施率	保健師等所要人員
平成 20 年度	4 5 %	2 5 %	2 名
平成 21 年度	5 0 %	3 0 %	2 名
平成 22 年度	5 5 %	3 5 %	3 名
平成 23 年度	6 0 %	4 0 %	3 名
平成 24 年度	6 5 %	4 5 %	4 名

(2) 費用の積算

<費用や体制の記述に係る考え方>

費用や体制をどの程度記載するかは、各市町村で事情に応じて判断する必要があります。

費用や体制を具体的に記述できない場合は、「各年度の実施計画を策定する際に具体的に検討し、実施計画に反映させる。」等の簡単な記述をすることも可能と思われます。

* 特定健診等の間接経費について

国民健康保険特別会計の費用として、広報・その他の費用についても必要に応じて記載

* 成果について

後期高齢者支援金の加算減算・費用効果的な内容も必要に応じて記載

第4章 目標実現のための施策の実施

1 肥満予防のための知識の普及・啓発

(1) 今別町生きがい健康づくりと敬老のつどい

肥満と栄養、運動の関係を重点的に展示するほか、特定健診や保健指導の結果等を展示し、肥満予防のための知識の普及・啓発に努めます。

(2) 今別町食生活改善推進員の活動の活性化

現在、36名の食生活改善推進員の増員に努めるとともに、生活習慣病の研修を行うなどにより、食生活から肥満を予防する気運を高めます

2 受診勧奨の推進

(1) 町内会組織の活用

町内会長会議等で生活習慣病等の研修を行い、町内組織として受診率向上に係る提案をしてもらうとともに、町内組織でも健診受診案内に協力してもらえるような体制づくりに努めます。

(2) 今別町保健協力員協議会の活性化

現在、38名の保健協力員の増員に努めるとともに、生活習慣病の研修を行い、地域で健診受診の勧奨をしてもらえるような体制づくりに努めます。

3 受けやすい健診の仕組み作り

65才以上の方については、介護予防の視点から、生活機能評価に係る健診項目を取り入れるなど、複数の健診が同時にできるよう工夫します。

4 がん検診等との連携について

<考え方>

検査項目が重複しておらず、乳がん検診等は全ての医療機関で実施できるわけでもないことに加え、対象者が一致しない（住民全員を対象とするか否か、対象年齢、性別等々）、市町村の担当課（保健事業の場合は実施主体）、一般会計・特別会計の別、健診データの送付先、保存場所及び費用の請求先、電子化の有無なども異なることから一般的には記載不要かも知れません。

市町村によっては、保健担当課等が一括して全事業の実施委託を受けることにより、がん検診も含めてより一体的な事務の実施を行うことが可能となる場合もあるので、記載した方がよいと判断した場合に記載することになるのではないかと思います。

従って、がん検診等との連携体制づくりが重要だということが表現できればいいと思います。

5 その他の記載事項

- (1) 健康づくりに資する社会資源（保健協力員、食生活改善推進員、体育協会、サークル活動など）の役割などを記載します。
- (2) 医療費適正化に係る重複・多受診者の指導を行うことなどを記載する。
- (3) 他の健康づくり事業を実施し、その効果が特定健診等の実施結果にいくらかでも効果があると推測される事業（ポピュレーションアプローチとして行うもの等）について記載する。

第5章 特定健康診査等の結果の通知と保存

1 特定健康診査等のデータについて

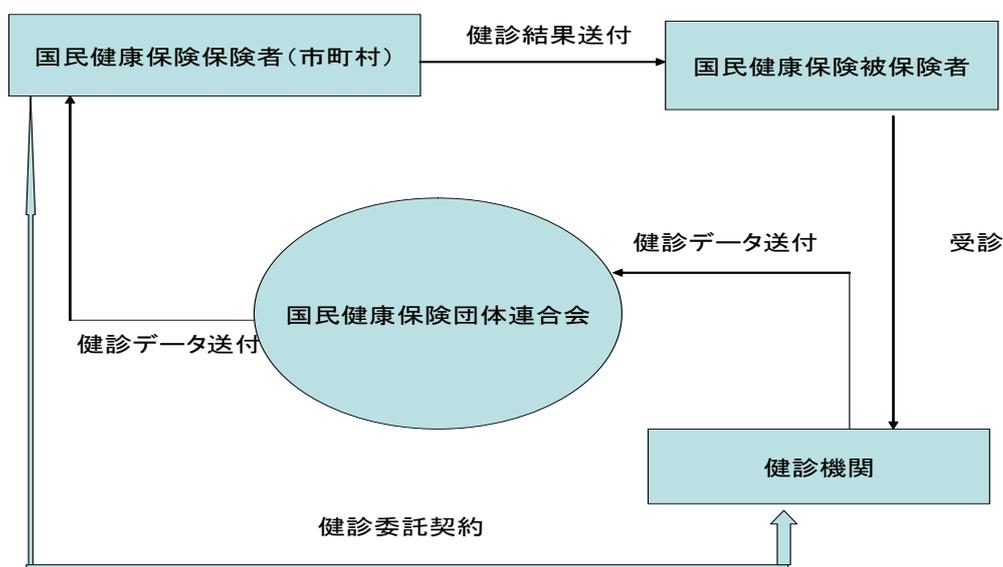
(1) 特定健康診査等の記録の管理及び保存について

特定健康診査等のデータは、管理者を定め、電子的標準形式により（青森県国民健康保険団体連合会に委託し）管理保存することとし、その保存期間は、特定健診受診の翌年4月1日から5年間とします。

なお、被保険者が他の保険者の加入者となったときの保存期間は、他の保険者の加入者となった年度の翌年度の末日とします。

また、被保険者が他の保険者の加入者となった場合は、当該保険者の求めに応じて被保険者が提出すべきデータを被保険者に提供することとします。

<健診データの流れ>



(2) 個人情報の保護について

特定健康診査等の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び今別町個人情報の保護条例に定める職員の義

務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知徹底し、個人情報漏洩防止に細心の注意を図ります。

<以下は、委託契約の事項に記載されているが、ここでも記載して良い>

ただし、特定健診等に従事する職員及び特定健診等の委託先（データの管理を含む）については、業務を遂行するための個人情報について知り得ることとし、その情報を他に漏洩することがないように守秘義務を課すこととします。

2 特定健康診査等の結果の報告

(1) 被保険者への通知について

特定健康診査等の結果は、保険者において整理し、受診者及び利用者へ通知します。

(2) 結果の公表について

各年度の特定健康診査受診率、特定保健指導利用率及び内臓脂肪症候群該当者及び予備群の減少率等については、翌年度の町の広報で公表します。

第6章 特定健康診査実施計画の評価、見直し及び公表

1 特定健康診査等実施計画の公表

国民健康保険被保険者に係る特定健康診査等実施計画を定めたとき、又はこれを変更したときは、速やかに町の広報及びホームページで公表します。

2 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健康診査等実施計画に基づく実施状況については、年1回「今別町健康づくり推進協議会」で評価検討の上、必要があれば見直しを行うこととし、検討結果については、国民健康保険運営協議会に報告します。